

住み慣れた、豊かな街で、活き活きと...

安全運転に関するご相談にお応えしています。



私たち因の島ガスは、高齢者の方々の自立支援と介護負担軽減の為に、安心できるサービスの提供で、地域の皆様の暮らしに貢献して参ります。

その他、介護ベッドや車いす・在宅介護用品等、多数取り扱いしております。

お問い合わせは  
因の島ガス 居宅サービス福祉用具貸与事業所

尾道市因島土生町1809-35  
TEL 0845-22-2221 FAX 0845-22-2234

尾道市東尾道4-2  
TEL 0846-38-1910 携帯 080-4159-7275  
担当 森本

毎月1度の定期訪問 \* 心のこもった安心サービス

# 電動車いす

## レンタルサービス



因の島ガス 居宅サービス福祉用具貸与事業所

### 因の島ガス 電動車いす レンタルサービスの流れ

<p>① お問い合わせ</p> <p>ご利用者様や、ケアマネジャーからのご相談など、お気軽にお問い合わせください。</p>	<p>② 車種の選定</p> <p>ご利用者様の身体状況や生活習慣、利用環境を把握したうえで適合した電動車いすの選定と、福祉用具計画書の作成を致します。</p>	<p>③ お届け・適合確認 取り扱いの説明</p> <p>日程調整を行い、ご自宅やご利用場所へ福祉用具専門相談員が伺い、ご利用される環境で安全運転指導を行います。</p>	<p>④ ご利用者様との契約 レンタル開始</p>	<p>⑤ モニタリング・アフターサービス開始</p> <p>契約1週間後にはフィッティング確認、翌月からはご利用者様の意向により毎月1回の定期点検、メンテナンスを実施致します。点検終了後は報告書の作成をし、ご利用者様、ケアマネジャーに提出いたします。</p>	<p>⑥ ご解約・引き取り</p> <p>レンタルサービスの終了をケアマネジャーか、取り扱い事業所までご連絡ください。お客様のご希望の日時に引き取りに伺います。</p>
---	--	---	---------------------------	---	--

※必ず任意で実施させていただきます。ご家族やご本人、ケアマネジャーからその他の要望(生活における支援サービス)や確認事項等の依頼があれば、ご対応いたします。

### レンタル車種は3種類の中からお選びいただけます

#### ススキセニアカー ET4D7



使いやすさをさらに充実させた新機能が追加。

- 前後左右の傾斜、後進や右左折、充電状態をお知らせする案内、動作音や異常などを警告します。
- 買い物に便利な25Lサイズの大型バスケットや、走行距離、充電案内などを表示する各種表示灯などが装備されています。

月額レンタル料 22,000円	1割負担 2,200円	42cm 100cm	119cm 100cm
2割負担 4,400円		前輪4 後輪4	
		総重量 / 300kg (内バッテリー 32kg)	

●速度：(前進)12~18km/h(後進)2km/h ●運転時行間隔：23cm ●乗り降り高さ：10度

#### ススキセニアカー ET4D6



安定感のある4輪タイプのセニアカー。

- 免許不要。レバーを押せば走行し、離せばブレーキと停車が操作です。

月額レンタル料 20,000円	1割負担 2,000円	42cm 107cm	119cm 107cm
2割負担 4,000円		前輪4 後輪4	
		総重量 / 98kg (内バッテリー 32kg)	

●速度：(前進)12~16km/h(後進)2km/h ●運転時行間隔：33cm ●乗り降り高さ：10度

#### ススキタウンカート TC1A



狭い道路もスイスイ、小回りコンパクト。

- 左右後輪が固々に駆動することでコンパクトさと小回り性能を向上させました。
- 前後方に必要 LED ランプを配置し、遠くからでも光でわかります。

月額レンタル料 20,000円	1割負担 2,000円	42cm 109cm	112cm 109cm
2割負担 4,000円		前輪4 後輪4	
		総重量 / 88kg (内バッテリー 18kg)	

●速度：(前進)12~16km/h(後進)2~3km/h ●運転時行間隔：28cm ●乗り降り高さ：18度

セニアカーに無料で杖立てを付けることができます。

費用はユーザーが負担  
※利用の際は、お気軽にお申し付けください

ご利用の際は、お気軽にお申し付けください

☆ご利用者様の要望があれば、契約日の翌月から毎月1度訪問させていただきます。安心して気持ちよくご利用いただけるように、セニアカーの掃除、基本点検、利用状況の確認等の無償サービスを実施致します。

☆セニアカーの貸与契約に至るまで、安全に運転が行えるように、専門相談員が責任をもって同行練習いたします。(無料お試し期間もOK)

☆万が一の事故の際の各種保険も完備しています。

#### セニアカーは歩行者です。

- ◎セニアカーは道路交通法では「身体障害者用の車いす」に分類され歩行者として扱われます。歩行者としての交通ルールやマナーを守ってください。
- ◎商業施設等での利用は施設管理者の指示に従ってください。

